

男女共同参画に関する市民意識調査

資料 3

※この調査票に直接回答をご記入ください

男女平等に関する意識についてお伺いします。

問1 あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。

(1つだけに○)

1. 賛成	2. どちらかといえば賛成
3. どちらかといえば反対	4. 反対
5. わからない(どちらともいえない)	

問2 あなたは、次の①～⑧において、男女の地位は平等になっていると思いますか。

(各項目1つだけに○)

	男性の方が優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等になっている	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が優遇されている
①家庭生活の中で	1	2	3	4	5
②職場の中で	1	2	3	4	5
③学校教育の場で	1	2	3	4	5
④地域活動・社会活動の場で	1	2	3	4	5
⑤政治や政策方針決定の場で	1	2	3	4	5
⑥法律や制度の上で	1	2	3	4	5
⑦社会通念・慣習・しきたりなどで	1	2	3	4	5
⑧社会全体の中で	1	2	3	4	5

問3 今後、男女が社会のあらゆる分野でさらに平等になるために、最も重要だと思うことは何ですか。

(1つだけに○)

1. 法律や制度の面で、性別による差別につながるものを改める
2. 偏見や固定的な社会通念・慣習・しきたりを改める
3. 男女が互いの人権を尊重できる環境づくりを行う
4. 女性自身が積極的に経済力をつけたり、知識、技術を習得する
5. 女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスを充実させる
6. 行政や事業所などの役職に、一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実する
7. 女性議員の数を増やし、政治の分野でも一定の割合で女性を登用する制度を充実する
8. その他(具体的に：)

家庭生活や地域活動についてお伺いします。

問4 あなたのご家庭では、次の①～⑥のことについて、主にどなたが担当されていますか。
(各項目1つだけに○)

	主として 男性	主として 女性	共同して 分担	その他
① 家事（炊事・洗濯・掃除など）	1	2	3	4
② 子育て（子どもの世話・教育など）	1	2	3	4
③ 親や家族の介護	1	2	3	4
④ 家計の管理	1	2	3	4
⑤ 自治会などの地域活動やPTA活動	1	2	3	4
⑥ 高額な商品や土地、家屋の購入の決定	1	2	3	4

問5 あなたのご家庭では、次の①～⑥のことについて、主にどなたが行うことが望ましいと考えますか。
(各項目1つだけに○)

	主として 男性	主として 女性	共同して 分担	その他
① 家事（炊事・洗濯・掃除など）	1	2	3	4
② 子育て（子どもの世話・教育など）	1	2	3	4
③ 親や家族の介護	1	2	3	4
④ 家計の管理	1	2	3	4
⑤ 自治会などの地域活動やPTA活動	1	2	3	4
⑥ 高額な商品や土地、家屋の購入の決定	1	2	3	4

問6 仕事と生活のバランスについて、あなたの現状で優先しているものを「ア 現在の状況」から、優先したいと思うものを「イ理想」から、それぞれ1つお答えください。（各項目2つまでに○）

ア 現在の状況

イ 理想

1. 仕事を優先した生活
2. 家庭生活を優先した生活
3. 地域活動・趣味・娯楽を優先した生活
4. わからない
5. その他（ ）

1. 仕事を優先した生活
2. 家庭生活を優先した生活
3. 地域活動・趣味・娯楽を優先した生活
4. わからない
5. その他（ ）

問7 あなたは、次のような地域で行う活動に参加したことがありますか。

また、今後参加してみたい活動は何ですか。

(各項目1つだけに○)

	参加したことがある	今後参加したい
① 自治会・町内会	1	2
② PTAや子ども会	1	2
③ 環境保護やリサイクル活動	1	2
④ 国際交流・協力	1	2
⑤ 自主防災活動	1	2
⑥ 趣味・教養・スポーツ	1	2
⑦ 高齢者・子育て支援など福祉・ボランティア	1	2
⑧ その他 ()		
⑨ 特にない		

問8 防災・災害復興対策で配慮して取り組む必要があると思うことは何ですか。

(あてはまる番号すべてに○)

1. 避難所に男女別のトイレや更衣室、授乳室等を設置すること
2. 被災者に対する相談窓口を設置すること
3. 避難所等における暴力を予防するため、巡回警備等を実施すること
4. 乳幼児、高齢者、障がい者、病人、妊産婦、授乳中の方などのニーズを的確に把握し、適切に物資を支給するよう配慮すること
5. 避難所運営の責任者に男女がともに配置され、被災者対応に多様な視点が入ること
6. 防災計画・復興計画などを策定するにあたり、防災会議に男女がともに参画すること
7. 救援医療体制（診察、治療体制、妊産婦等をサポートする保健師・助産師の配置）を構築すること
8. 特にない
9. その他（具体的に：)

男女の就業・仕事についてお伺いします。

(現在、働いていない方は、過去の経験やイメージでお答えください。)

問9 あなたは、女性が職業をもつことについて、どうお考えですか。 (1つだけに○)

1. 仕事は持たない方がよい
2. 結婚するまでは仕事を持ち、結婚後は辞めた方がよい
3. 子どもができたなら辞めた方がよい
4. 結婚や出産に関わらず、仕事を続ける方がよい
5. 子育ての時期は仕事を辞め、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい
6. その他 ()
7. わからない

問10 現在、就業している方に伺います。それ以外の方は、問11へお進みください。

あなたの職場では、待遇の面で男女間に差があると思いますか。 (1つだけに○)

1. ある ⇒ 問10-1へ

2. ない ⇒ 問11へ

(問10で (1. ある) と回答した方にお伺いします。)

問10-1 どういう面で差があると思いますか。 (あてはまる番号すべてに○)

- | | |
|------------------|-------------|
| 1. 採用条件 | 2. 仕事の内容 |
| 3. 賃金 | 4. 昇進・昇格 |
| 5. 評価 | 6. 定年・退職・解雇 |
| 7. 研修・教育訓練の機会や内容 | 8. その他 () |

問11 今後、特に男性が、家事・子育て・介護・地域活動などに積極的に参加していくためには、
どのようなことが必要だと思いますか。 (あてはまる番号すべてに○)

1. 男性自身の抵抗感をなくす
2. 女性の抵抗感をなくす
3. 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図る
4. 職場の上司等が、各家庭のワーク・ライフ・バランスを尊重する
5. 社会全体で、男性による家事、子育て等への参加を促す
6. 長時間労働の見直し等により、仕事以外の時間を増やす
7. 男性を対象とした講座の開催・啓発や情報提供
8. 男性の仲間（ネットワーク）づくり
9. 男性が相談しやすい窓口の設置
10. その他（具体的に： _____)

問12 あなたは、男女が共に仕事と家庭の両立をしていくために、どのような条件が必要だと思いますか。 (3つまでに○)

1. 給与等の男女間格差をなくすこと
2. 年間労働時間を短縮すること
3. 代替要員の確保など、育児・介護休業を利用できる職場環境をつくること
4. 育児や介護のために退職した職員を再雇用する制度を導入すること
5. 育児・介護休業中の給付を充実すること
6. 保育園などの保育環境を整備すること
7. 在宅勤務や短時間勤務など、柔軟な制度を導入すること
8. 職業訓練を充実させること
9. 女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること
10. 男性が家事や育児を行うことに対し、職場や周囲の理解と協力があること
11. 男性が家事や育児を行う能力・機会を高めること
12. その他（具体的に： _____)
13. わからない

問13 育児や家族介護を行うために、法律に基づき育児休業や介護休業を取得できる制度があります。この制度を活用して、男性が、育児・介護休業を取得することについて、あなたはどのように思いますか。 (各項目1つだけに○)

	積極的に取得した方がよい	どちらかといえば取得した方がよい	どちらかといえば取得しない方がよい	取得しない方がよい	わからない
①育児休業	1	2	3	4	5
②介護休業	1	2	3	4	5

問14 あなたは、女性が結婚・出産後も働き続けるため、また、結婚や出産・介護などを機会に退職した女性が再就職するためには、どのようなことが重要だと思えますか。 (あてはまる番号すべてに○)

1. 家族の理解や家事・育児などへの参加
2. 保育施設や学童保育の充実
3. 福祉施設やホームヘルパーの充実
4. 労働時間の短縮、フレックスタイム制度の導入・充実
5. 企業経営者や職場の理解
6. 育児・介護休業などの休業制度の充実
7. 昇進・昇給などの職場での男女平等の確保
8. 技能習得のための職業訓練の充実
9. 就職情報や職業紹介などの相談機関の充実
10. 企業が再就職を希望する人を雇用する制度の充実
11. その他（具体的に： _____)

男女の社会参画についてお伺いします。

問15 あなたは、市の施策について、女性の意見や考え方がどの程度反映されていると思えますか。 (1つだけに○)

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1. 十分反映されている | 2. どちらかといえば反映されている |
| 3. どちらとも言えない | 4. あまり反映されていない |
| 5. ほとんど反映されていない | |

問16 女性があまり進出していない分野に女性の進出を進めていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。 (あてはまる番号すべてに○)

1. 審議会や委員会などへの女性の登用を増やす
2. 女性職員の採用・登用・教育訓練などに目標を設け、女性の進出を促す計画を策定する。
3. 地域や団体の要職等の男女の割合を均等にする
4. 要職等に男女が対等に参加している地域、団体等を優遇する
5. 女性の起業家に対し融資などの支援を行う
6. その他（具体的に： _____）
7. 特に行う必要はない

問17 女性は特有の心身の変化を経験する可能性がある中で活躍できるよう、生涯にわたり健康を支援するためには、どのようなことが重要だと思いますか。 (2つだけに○)

1. 女性の性と健康に関する講座や学習会の開催
2. 女性の性に関する相談の実施
3. 子宮頸がん等、女性に多い病気に関する検診の充実
4. 女性特有の症状や心身の悩みを持つ方を対象とした、女性医師による外来診療の充実
5. 妊娠・出産期における母子保健サービスの充実
6. 不妊治療の保険適用
7. 月経や妊娠をコントロールするための低用量ピルやアフターピル（緊急避妊薬）の普及
8. その他（具体的に： _____）
9. 特になし

学校教育についてお伺いします。

問18 あなたは学校教育の場における、次のような取組についてどう思いますか。 (各項目1つだけに○)

	良いと思う	どちらかと言えば良いと思う	どちらとも言えない	どちらかと言えば良くないと思う	良くないと思う
①生徒を「さん」づけで呼ぶようにする	1	2	3	4	5
②不必要な性別記載欄をなくす	1	2	3	4	5
③男女混合名簿	1	2	3	4	5
④制服の選択制	1	2	3	4	5
⑤性別による「女の子らしさ」や「男の子らしさ」の刷り込みをなくす	1	2	3	4	5
⑥性別で係や役割を決めない	1	2	3	4	5

問19 あなたは男女共同参画推進のために教育の場で、どのようなことに力を入れる必要があると思いますか。
(あてはまる番号すべてに○)

- | |
|--|
| 1. 日常の活動の中で、ジェンダー平等意識を育てる指導をすること |
| 2. 教材の登場人物・役割など、ジェンダー平等の視点を取り入れること |
| 3. 教職員へのジェンダー平等研修を充実させること |
| 4. 管理職（校長・教頭）に女性を増やしていくこと |
| 5. 性教育を充実させること |
| 6. その他（) |
| 7. 特に何もない |

セクシュアル・ハラスメントについてお伺いします。

問20 あなたはこれまでに、職場・学校・地域で次のような不愉快な経験をしたことがありますか。
(あてはまる番号すべてに○)

	職場	学校	地域
①嫌がっているのにひわいな話をされた	1	2	3
②「女（男）のくせに」等と言われた	1	2	3
③身体をさわられた	1	2	3
④宴会でお酒やデュエットを強要された	1	2	3
⑤交際を強く迫られた	1	2	3
⑥性的行為を強要された	1	2	3
⑦性的なうわさ（性自認、性的指向含む）をたてられた	1	2	3
⑧結婚や交際についてしつこく聞かれた	1	2	3
⑨容姿について言われた	1	2	3
⑩帰宅途中に後をつけられたり、つきまとわれた	1	2	3
⑪性的な内容の手紙や電話、メール等を受けた	1	2	3
⑫性的な内容をSNS等へ書き込まれた	1	2	3
⑬ヌード写真やひわいな雑誌を目につくところに置かれたり貼られたりした	1	2	3
⑭その他（)	1	2	3
⑮特にない	1	2	3

配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）についてお伺いします。

問21 次の①～⑫のような行為が配偶者（事実婚や別居中、離婚後も含む）や交際相手との間で
行われた場合、あなたはそれをどのように感じますか。 （各項目1つだけに○）

	どんな場合でも暴力にあたると思う	暴力の場合とそうでない場合がある	暴力にあたるとは思わない
①骨折、打ち身、切り傷などのケガをさせる	1	2	3
②平手でなぐる、足でける	1	2	3
③刃物などを突きつけて、おどす、物をなげつける	1	2	3
④身体を傷つける可能性のある物でなぐる、突き飛ばしたり、壁にたたきつけたりする	1	2	3
⑤なぐるふりをして、おどす	1	2	3
⑥大声でどなる、「役立たず」「能なし」などと言う	1	2	3
⑦何を言っても長期間無視し続ける	1	2	3
⑧電話、SNS、メール、郵便物、交友関係を細かく監視したり制限したりする	1	2	3
⑨持ち物や大切にしている物をこわす	1	2	3
⑩嫌がるのに、性的な行為を強要する	1	2	3
⑪見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	1	2	3
⑫必要な生活費を渡さない、仕事を無理やり辞めさせて経済的に弱い立場に立たせる	1	2	3

これまでに配偶者や交際相手がいた方にお伺いします。それ以外の方は問23へお進みください。

問22 あなたはこれまでに、あなたの配偶者（事実婚や別居中、離婚後も含む）や交際相手から、
次の①～⑫のような行為をされたことがありますか。 （各項目1つだけに○）

	何度もあった	1、2度あった	まったくない
①骨折、打ち身、切り傷などのケガをさせる	1	2	3
②平手でなぐる、足でける	1	2	3
③刃物などを突きつけて、おどす、物をなげつける	1	2	3
④身体を傷つける可能性のある物でなぐる、突き飛ばしたり、壁にたたきつけたりする	1	2	3
⑤なぐるふりをして、おどす	1	2	3
⑥大声でどなる、「役立たず」「能なし」などと言う	1	2	3
⑦何を言っても長期間無視し続ける	1	2	3

	何度もあった	1、2度あった	まったくない
⑧電話、SNS、メール、郵便物、交友関係を細かく監視したり制限したりする	1	2	3
⑨持ち物や大切にしている物をこわす	1	2	3
⑩嫌がるのに、性的な行為を強要する	1	2	3
⑪見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	1	2	3
⑫必要な生活費を渡さない、仕事を無理やり辞めさせて経済的に弱い立場に立たせる	1	2	3

(問22で、1つでも(1. 何度もあった)又は(2. 1、2度あった)と回答した方にお伺いします。)
問22-1 あなたは、相手から受けた行為について、誰かに相談しましたか。(1つだけに○)

1. 相談した	2. 相談できなかった	3. 相談しようとは思わなかった
---------	-------------	------------------

(問22-1で、(1. 相談した)と回答した方にお伺いします。)
問22-2 あなたが、相談した人(場所)を教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

1. 家族・親せき	2. 友人・知人
3. 警察	4. 人権擁護委員
5. 市役所	6. 民生委員
7. 配偶者暴力相談支援センター	8. 民間の相談機関
9. 医師・カウンセラー	10. 弁護士
11. その他(

(問22-1で、(2.相談できなかった)(3.相談しようとは思わなかった)と回答した方にお伺いします。)
問22-3 あなたが、誰(どこ)にも相談できなかった理由はなぜですか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 誰(どこ)に相談してよいかわからなかったから
2. 恥ずかしくてだれにも言えなかったから
3. 世間体が悪いと思ったから
4. 相談しても無駄だと思ったから
5. 他人を巻き込みたくなかったから
6. 自分に悪いところがあると思ったから
7. 相談するほどではないと思ったから
8. 思い出したくないから
9. 自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていけると思ったから
10. 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから
11. 相談窓口の担当者の言動により、不快な思いをすと思ったから
12. その他()

	内容まで詳しく知っている	おおよそ知っている	言葉は聞いたことがある	知らない
⑪女性活躍推進法 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)	1	2	3	4
⑫政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	1	2	3	4
⑬DV防止法 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)	1	2	3	4
⑭久喜市男女共同参画を推進する条例	1	2	3	4
⑮久喜市男女共同参画行動計画	1	2	3	4
⑯久喜市男女共同参画情報紙「そよかぜ」	1	2	3	4
⑰久喜市女と男の共生セミナー委託事業	1	2	3	4
⑱久喜市男女共同参画人材リスト	1	2	3	4

問25 久喜市では、令和3年10月1日より「パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。
あなたは、この制度をご存知ですか。 (1つだけに○)

1. 言葉を聞いているし、内容もよく知っている	2. 言葉を聞いているし、内容もある程度知っている
3. 言葉は聞いているが、内容は知らない	4. 言葉を聞いたことがないし、内容も知らない

問26 「男女共同参画社会」を実現していくために、今後、久喜市ではどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。 (あてはまる番号すべてに○)

1. 男女の固定的な役割分担についての社会通念などを改めるよう啓発を行う
2. 政策や様々な分野の方針決定過程への女性の参画を拡大する
3. 職場における男女の待遇を均等にする
4. ジェンダー平等教育をすすめる
5. 女性に対する暴力をなくすための支援を充実する
6. 各種相談事業を充実する
7. 女性の少ない分野に一定の割合で女性を登用するよう啓発を行う
8. 育児や介護サービス等の福祉を充実する
9. その他 ()

あなたご自身についてお伺いします。

問27 あなたの性別をおたずねします。 (1つだけに○)

- | | | |
|-------|-------|------------|
| 1. 女性 | 2. 男性 | 3. その他 () |
|-------|-------|------------|

問28 あなたは、ご自身の性別や性的指向について違和感をもったり悩んだりしたことはありますか。 (1つだけに○)

- | | | |
|-------------------|----------|-----------|
| 1. 大いにある | 2. 多少ある | 3. ほとんどない |
| 4. まったくない (一度もない) | 5. わからない | |

問29 あなたの年齢はおいくつですか。 (令和3年9月1日現在の満年齢) (1つだけに○)

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 18～19歳 | 2. 20～29歳 | 3. 30～39歳 |
| 4. 40～49歳 | 5. 50～59歳 | 6. 60～69歳 |
| 7. 70歳以上 | | |

問30 あなたの職業をおたずねします。 (1つだけに○)

- | | |
|-------------|--------------|
| 1. 会社員・団体職員 | 2. 会社役員・団体役員 |
| 3. 自営業・自由業 | 4. パート・アルバイト |
| 5. 派遣社員 | 6. 公務員・教員 |
| 7. 家事専業 | 8. 学生 |
| 9. 無職 | 10. その他 () |

問31 あなたは、結婚されていますか。同棲や事実婚も含みます。 (1つだけに○)

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| 1. 結婚している ⇒ 問32へ | 2. 結婚していたが、離別・死別した ⇒ 問33へ |
| 3. 結婚していない ⇒ 問33へ | |

(問31で、「1.結婚している」と回答した方にお伺いします)

問32 あなたの配偶者の職業をおたずねします。 (1つだけに○)

- | | |
|-------------|--------------|
| 1. 会社員・団体職員 | 2. 会社役員・団体役員 |
| 3. 自営業・自由業 | 4. パート・アルバイト |
| 5. 派遣社員 | 6. 公務員・教員 |
| 7. 家事専業 | 8. 学生 |
| 9. 無職 | 10. その他 () |

問33 あなたにお子さんはいますか。同居していない場合も含みます。 (1つだけに○)

1. いる ⇒ 問33-1へ	2. いない ⇒ 問34へ
----------------	---------------

(問33で、「1.いる」と回答した方にお伺いします)

問33-1 一番下のお子さんは、現在次のどれにあてはまりますか。 (1つだけに○)

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| 1. 乳幼児 (3歳未満の子ども) | 2. 未就学児 (3歳以上小学校入学前の子ども) |
| 3. 小学生 | 4. 中学生 |
| 5. 高校生 (その年齢にあたる方を含む) | 6. 19歳以上の子ども |

問34 あなたの世帯構成はどれにあてはまりますか。 (1つだけに○)

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1. ひとり暮らし (単身世帯) | 2. 夫婦のみ |
| 3. 親+子ども (2世代の世帯) | 4. 親+子ども+孫 (3世代の世帯) |
| 5. その他 () | |

久喜市では、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策を実施しています。

ご意見やご要望等を、下記の自由記入欄にご記入ください。

【自由記入欄】

アンケートは以上で終了です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに

令和3年10月〇〇日 (○) までに郵便ポストに投函してください。

◇ 用語解説 ◇

男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会の分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会。
ジェンダー	生まれつきの性別ではなく、社会通念や慣習の中でつくりあげられた「男性像」「女性像」のこと。社会的性別。
LGBTQ	同性愛(レズビアン・ゲイ)、両性愛(バイセクシャル)、心と体の性の不一致(トランスジェンダー)、自分の性別をどう認識しているかの性自認や、どの性別が恋愛対象であるかの性的指向が明確でない人(クエスチョニング)のそれぞれのアルファベットの頭文字をとった言葉。LGBTQ以外にも、多様な性のあり方がある。
ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	男女が人生の各段階に応じて多様な生き方を選択できる社会に向け、自分の価値観に応じた働き方を選択し、家庭・仕事・地域生活の調和の取れた生活を送ること。
ドメスティック・バイオレンス(DV)	配偶者等(事実婚や別居中、離婚後も含む)から振るわれる暴力のこと。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などがある。
デートDV	若年層(中学生、高校生や大学生など)や婚姻関係にない間柄において、交際相手から振るわれる暴力のこと。 例：身体・精神的暴力だけでなく、電話やメールをチェックしたり、友人関係を制限するなど
DV防止法 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)	配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護を図ることを目的として制定された法律。 例：殴る・蹴る、威嚇する、物を叩いて怯えさせる、被害者を理由もなく無視する、家族や友人との付き合いを制限する、生活費を渡さないなど、被害者に苦痛を与える行為。
男女雇用機会均等法 (雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)	事業主が募集、採用、配置、昇進、福利厚生、定年、退職、解雇にあたり、性別を理由とした差別を禁止することなどを定めた法律。その後の改正では、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント、パワーハラスメント防止に関する規定等が制定されている。
育児・介護休業法 (育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)	育児や家族の介護を行う労働者が退職せずに済むよう、その雇用の継続を図るとともに、育児または家族の介護のために退職した労働者の再就職の促進を目的とする法律。
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。
女性活躍推進法 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)	女性が職場生活において、能力を発揮し活躍できる環境を整備するため制定された法律。平成28年4月1日より、労働者301人以上の企業には、女性の活躍に向けた行動計画の策定などが義務付けられた。
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	衆議院、参議院および地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることをめざすことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女それぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めた法律。

◇ 用語解説 ◇

久喜市男女共同参画行動計画	「久喜市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定している計画。 (現行の計画の期間は平成30年度～令和4年度)
久喜市男女共同参画情報紙「そよかぜ」	公募の編集員と協働で取材・編集し、男女共同参画に関する情報紙を発行し、市内に配布している。
久喜市女と男の共生 <small>ひと ひと</small> セミナー委託事業	地域で活動している市民団体に、男女共同参画に関する講演会やワークショップ等の事業を委託している。
久喜市男女共同参画人材リスト	市の政策を決定する場への女性の参画と講演会の講師等の活動の機会の提供を図るため、人材リストを作成し、登録・活用を推進している。